

緊急事態措置期間の再延長に伴う村民及び来島者の皆さまへのお願い

7月8日政府が沖縄県の緊急事態措置期間を令和3年5月23日（日）～8月22日（日）まで延長することを決定しました。それを受け座間味村では、沖縄県対処方針に準じて以下のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。

村民及び来島者の皆さまへは、大変ご不便をおかけいたしますが、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○期間中の船舶の運航について

- ・ケラマ航路は8月31日（火）まで運休いたします。
- ・定期船については8月31日（火）までクイーンざまみは2便運航、フェリーざまみは座間味島発16時、阿嘉島発16時30分の運航といたします。

○公共施設の使用について

- ・村内の公共施設は利用禁止といたします。
- ・キャンプ場の利用人数は50名まで、コテージの利用人数は1棟6名以内といたします。なお、ご利用の際は、感染症対策を徹底していただきますようお願いいたします。
- ・ビーチは感染症対策を徹底していただきご使用ください。

○外出自粛要請について

- ・沖縄本島への往来及び村内での不要不急の外出自粛と、特に夜8時以降の不要不急の外出自粛の徹底をお願いいたします。また、やむを得ず都道府県間の移動や島外へ長期滞在する場合は、PCR検査又は抗原検査を受検し陰性の確認をお願いいたします。

○時間短縮営業の要請について

- ・飲食店及び遊興施設等の営業時間は、朝5時から夜8時までの間をお願いいたします。なお、酒類の提供は停止、ランチのみのお店での酒の提供も停止をお願いいたします。

○飲食に関する要請について

- ・村内外において、休業、時短に依拠していない店舗への利用を控えるようお願いいたします。また、路上や公園等における集団での飲酒、屋内及び屋外での飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間におよぶ飲食等、感染リスクが高い行動を控えるとともに、模合、バーベキュー等の飲食につながるイベント等は自粛をお願いいたします。

○本村への来訪について

- ・不要不急の本村への移動、往来は自粛をお願いいたします。来訪する場合は、本村入域前（3日前程度から直前まで）に確実にPCR検査又は抗原検査による陰性判定を受けて頂くとともに、事前の十分な健康観察と感染防止対策を徹底したうえでお越しくくださいますようお願いいたします。また、体調不良の場合は回復してからお越しくくださいますようお願いいたします。

令和3年7月9日

座間味村長 宮里 哲